

バシネット基準案

項目	要件	欧(EN1130)米(A:ASTM F2194-22e1)の相当する基準
対象年齢	乳児が手と膝で立ち上がるようになるまで、あるいは、自力で座ったり、手や膝で自分で引っ張ったり押し上げたりできるようになるまで（誕生から概ね 5 か月まで）	生後約 5 か月まで、または子供が手と膝で立ち上がるようになるまでのいずれか早い方までの乳児を対象（米） E 1 乳児が自力で座ったり、手や膝で自分で引っ張ったり押し上げたりできるようになるまで
製品事例	バシネット、ゆりかご。（ベビーカーから取り外したバシネット等含む）	ASTM: 傾斜面が 10 度を超える睡眠用製品、ベッド内ポータブルスリーパー(CPSC、小児学会とも推奨しない)、密閉式旅行用テント等は除く。(A.1.3.1) EN: クリブベースの最大内部長が 900mm のクリブ(吊り下げ式、ロック式、ベッドサイドスリーパーを含む)(E1)
基本的要件	① リクライニング角度は 10 度未満 ② 寝床は平で安定している ③ 寝床は硬い（柔らかくない） ④ 乳幼児が転落しない高さ。	米欧とも 10° 未満 CPSC は左右の許容傾斜角は最大 1 度を求めている。 (CPSC の要求を採用) EN: 9 キロの重錘を置いた際に寝床の最大たわみが 40 mm 以下(E8.8.1) CPSC は脇に触手のある 5.2kg で直径 20.3cm 厚さ 1.5cm の円盤を載せて触手が寝床に触れないことを求めている (C P S C、E N いずれでも可) E N : 側面高さはマットレス上面から 200 mm 以上

		(E8.5.1.1) ASTM：マットレス上面から 19.1cm マットレス部分の厚さは 25 mm以下。木材等が一体となっているものは構造部材全て含んでも 38mm 以下(A6.5.2) (米国規準を採用)
一般要件	1 乳児を傷つける構造でないこと 2 乳児の手が届く範囲に指はさみが生じる隙間がない 3 指の挟みこみ、せん断のリスクがある可動する開口部がない 4 バシネット内側に手足が挟まるすき間がない。 5 バシネット内側に胴体が挟まるすき間がない。	E N：手の届くエッジ、角、突出部分は丸みを帯びているか面取りされており、バリがないこと(E8.9) 繊維素材にささくれが出来ない(E8.6) A S T M：露出した木材の表面は滑らかでささくれがない(A5.4) (製品に危険な突起やエッジがないこと。) EN：7 mm以上、12 mm未満（深さ 10 mm未満は除く） ASTM：5.3 mm～9.5 mm (EN を採用) EN：12 mm未満にとじる開口部がないこと ASTM：5.3 mm～9.5 mmに閉じる開口部がないこと (EN を採用) EN:25 mm以上 45 mm未満のすき間がない (E8.2.4.1) (EN を採用) EN:65 mm以上のすき間が無い (E8.2.4.1)

		(EN を採用)
6	硬質の側面には頭がはさまるような開口部が無い。	ASTM：小型ヘッドプルーブ（106 mm×145 mm）が通るすき間は大型ヘッドプルーブ（ ϕ 223 mm）も通過すること。 (ASTM を採用)
7	首吊りにつながる開口部（V 字開口部等）がない。	EN：V 字型開口部用テンプレート(5.10)を用いて確認 (EN を採用)
8	メッシュ、布製の開口部は指、つま先、衣類のぼたんが引っ掛からない	EN：直径 7 mm のプルーブが通らない (E8.2.4.1) ASTM：6.35 mm のプルーブが通らない(A6.3.2) (EN を採用)
9	マットレスの周辺に窒息のおそれがあるすき間がない。	ASTM：マットレスを端に寄せた状態で 25 mm 以下。中央においた場合で周辺に 13 mm 以上のすき間がない。(A6.5.3) ASTM：マットレスは付属する。 (ASTM を採用)
10	折りたたみ式及び分割式のマットレスは継ぎ目で傾斜ができない。	ASTM：乳児を模した重りを置いた状態で 10° 以上の傾斜ができない。 (ASTM を採用)
11	乳児の手足が届く範囲に窒息のリスクがある小部品がない	ASTM、EN：0.34N・m のトルク試験、90N の引張試験で外れない。

		外れた場合は小部品シリンダに入らない。 (ASTM、EN 採用) ラベルが容易に剥がれないこと、剥がれた場合危ない大きさにならないこと。(A5.3,E8.8.2) (ASTM、EN を採用)
	12 首や胴体にからまるひも状の部品がない	EN：最大自由長が 220 mm。80 mm以内に複数ある場合は合計で 360 mm以下の条件も追加(E8.6.2) ASTM：拘束具は使用不可 (A5.13) (EN を採用)
	13 支柱に衣服等が引っかからない	ASTM：壁面上端で支柱から 76mm 以内の一番低いところから 1.5mm 以上出ない。ただし、マットレスから 40.6cm 以上の高い部分は除く (A5.10)。 EN：EN で規定するチェンブロックが引っ掛からない。 (ASTM、EN どちらでもよい) (PSC 乳幼児用ベッドの技術基準では突出しの高さが 15 mm以内となっており、考え方が違う)
	14 不意におりたたまれない。	ASTM：89N (不利な方向) でおりたたまれない。(A7.5) EN：50N、ダブルアクション、工具使用のいずれかのロックシステム (E8.3.3) (ASTM、EN どちらでもよい)

	15 製品に有害物質を含まない 16 警告表示は剥がれない 17 消費者が組み立てる場合、確実に組み立てられる。 18 プラスチック包装は窒息のおそれがない。 19 おもちゃ等の付属品は安全であること	他の品目で定められた SG 基準を参照する。 ASTM：容易に剥がれないこと：A 5.8(7.2.1-5) ASTM、EN：消費者が組み立てたり外したりする部分には木ネジは使わない（E8.11.1、A5.9） （ASTM、EN を採用） 他の製品にも影響するため検討事項とする。（EN71 8.8.3） 想定される付属品について検査マニュアルで規程（例：おもちゃであればおもちゃの規制をクリア等）
性能要件	1 静荷重に対する十分な強度がある 2 十分な安定性がある ・ 2 歳の子供がひっぱっても倒れない	ASTM：24kg もしくは使用可能な体重の 3 倍の大きい重量をマットレス中央及び耐性に影響する全ての使用位置に加えても問題ない。（A6.3） EN：9kg の試験錘を置いて 24 時間放置した後、クリブの安全機能を損なう可能性のある破損や永久変形がクリブのどの部分にも発生しない(E8.11.2.) （ASTM、EN どちらでもよい） ASTM：7.9kg のダミーを載せた状態で、題側面上端に 10.35kg の重りをぶら下げ、22N の水平荷重を加えても倒れない。

	・一定の傾斜があっても倒れない。 3 吊り下げ式のもののとしては十分な強度がある。 4 製品のスイングは安全な幅の中に納まること 5 ゆりかごは揺れを止めるためのストoppaが外れないこと。	EN:9kg の重りを床板端部に乗せ、30N の水平荷重を加えても倒れない(E8.5.4) (ASTM、EN どちらでもよい) ASTM：製品を 20 度の斜面上に置き滑らないようにストoppaを使い、製品内で斜面下方向に 7.9kg のダミーを製品がもっとも不安定となる位置に置いて倒れないこと (A7.4) (ASTM を採用) EN：クリブ内中央に 9kg の試験錘をおき、クリブを最低位置から 50cm の高さにあげて鉛直方向に落下させ、最大 10 回跳ね返らせる試験を 10 回行う。(E8.5.5) (EN を採用) ASTM：製品設計で許容される最大の振れにおいて、最大偏向角度が 20 度を超えないこと。また、各方向についての静止角度測定値の平均が 7 度を超えないこと。(A6.10) EN:9kg の重錘をゆりかご内部端部中央に載せたとき、床板の角度は 10° 以内。(E8.4.1.1) (ASTM、EN どちらでもよい) EN:ストoppaをかけた状態で、9kg の重錘をゆりかご内部端部中央に載せたとき、ストoppaが外れない。(E8.4.1.1) (EN を採用)
--	---	---

	6 台座から取り外し可能な外せるバシネットのベッド部分は、正しく装着されていることが分かること。 注：この具体的な要件は CPSC が満足していない。台座から外した場合はベッドとして使えなくなることを求める方向で調整中。 7 キャスター/ホイールが取り付けられている場合、それらはロック可能で、容易に解除されないこと(EN) 8 ロック機構が容易に外れないこと(EN)	ASTM：以下の一つの要件を満たすこと(A6.11)。 ・台座にロックされていない場合はベッドが床に落ちるか、台座が倒れる ・ベッドの重みで台座と自動的に噛み合う ・ロックが解除された場合、ベッドの睡眠面が少なくとも 20 度に傾斜する ・ラッチ・ロックが適切にはまっていない場合のそれを知らせるインジケーターがある。 (日本では床に置いての使用が想定されるため採用しない) EN:9kg の重錘を載せた状態で 500mm 引っ張ったとき、キャスタが回転せず、ロックが外れない。(E8.4.2.1) (EN を採用) EN：300 回開閉操作を実施後、ダブルアクションもしくは 50N の操作力が維持される。 (他の製品で関連する SG 基準を採用)
表示	(欧米とも内容的には同様のものを求めているが、記載順序・表現・方法他に違いがあるため、これらの基準及び関連製品に関する S G 基準の表示要件を考慮して、改めて整理す	

	る) 適用範囲についての警告 (EN) ① 製品と梱包には以下の事項を明瞭に表示あるいはラベル付けすること。 ✧ 製造者、販売者、または販売者の氏名、事業所（市、州、郵送先住所、郵便番号を含む）、および電話番号。	EN：製造、輸入、販売時点で明確に見えるように以下の情報を提供すること。(E10:3 a) クリブは座ったり、ひざまずいたり、立ち上がったりできる子供には適していないという警告。 ベッドサイドで寝る場合: c) 製造業者は、ベッドサイド スリーパーが適している大人用ベッドの種類に関する情報を提供する。 注 1 この情報は、測定値、図表などで提供できます。 注 2 製品がインターネットで販売されている場合、販売時点は製品が販売されている Web ページです。 E 10.1 (情報はクリブが販売される国の公用語で提供する) A 8.1 E 10.2 表示は恒久的で判読可能で、少なくとも次の情報を含み、使用中に目に見える必要がある (a) および d) を除く)。 警告のリストの先頭に「警告」という単語を記載できる。 a) マットレスがクリブの不可欠な部分である場合 (例: マットレスベース): 2) 製造者または販売業者または小売業者の名前、登録商標または登録商標、および製品を識別するための追加手段 3) この EN (EN 1130:2019) への参照。
--	--	---

	✧ 製造日（最低でも月と年）を識別するコード マークまたはその他の手段。 注：フルサイズではないベビーベッド/プレイヤードと一緒に販売されるバシネット/ゆりかごの付属品は、ベビーベッド、プレイヤード側に表示が求められるので、この要件の対象外。	b) マットレスがクリブの不可欠な部分でない場合は、次の情報を表示する。 1) 製造元または販売元または小売業者の名前、登録商標または登録商標、および製品を識別するための追加手段。 2) この EN (EN 1130:2019) への参照。 c) 警告通知全体（最小大文字サイズ 2.5 mm): 警告 – 子供が補助なしで座ったり、自分で起き上がったり、手や膝で立ち上がったりできるようになったら、すぐにクリブの使用を中止すること。 警告 – 最初に説明書を読まずにこの製品を使用しないこと。 d) 使用説明書の参照先（Web アドレス、QR コード、その他の適切なアプリケーションなど）。 e) ベッドサイド スリーパーを大人のベッドに対して正しく配置することを示す明確な図、およびベッドサイド スリーパーと大人のベッドの間に隙間がないようにするための警告。 f) 大人のベッドのマットレスが、最も低い位置にあるドロップ サイドの高さと同じかそれより高くなければならないことを示す製品上の図。 ベッドサイド スリーパーが独立型クリブとして使用されることを意図していない場合: g) 警告通知全体（最小大文字サイズ 2.5 mm): 危険! – 大人のベッドに取り付けていない状態で製品を使用しないでください。 ベッドサイド スリーパーが独立型
--	---	--

		クリブとして使用できる場合: h) 警告文全体（最小大文字サイズ 2.5 mm）の前に「危険!」という単語を記載。ベッドサイドスリーパーは、大人のベッドに接続されていないときは、すべての側面が所定の位置にあるか、最も高い位置にある必要があります。 例「危険！ 大人のベッドに接続されていないときは、ドロップサイドを常に完全に上げてください」
	② 表示とラベルは恒久的であること。	A 8.2
	③ 品表法などで求められるラベルを上記のために使ってはならない。	A 8.3
	④ 電池式製品の場合、電池ボックスのカバー、または電池ボックスに隣接する領域には、電池の極性の正しい方向、サイズ、および電圧を示す、恒久的かつ読みやすいマークまたはラベルを付けなければならない。これらのマークは、交換不可能な電池を使用する製品には不要。交換不可能な電池を使用する場合で、コイン、ドライバー等の工具を使って開けられる場合は、それらが交換不可能であることを明瞭に示す表示、および、取説での記載が必要。	A 8.4
	⑤ 警告は読みやすく理解しやすく少なくとも日本語で表記しなければならない。	A 8.5(ANSI Z535.4 – 2011、セクション 6.1～6.4、7.2～7.6.3、および 8.1 の要件（標識のデザイン、レイアウト、

	この規格において要求されるものに加えて提供されるマークや表示に矛盾や混乱があるなどして消費者を惑わしてはいけない。 警告は目立ち恒久的でなければならない。 ⑥ 各製品には以下の警告文を記載すること。 これらの警告および指示に従わないと、死亡または重傷につながる可能性があります。(最初の警告) 窒息の危険についての警告	色)を満たすこと。文字の大きさ、テキストの配置等の要件を満たすこと) A 8.6 8.6.1 EN c) 警告通知全体(最小大文字 2.5mm) 警告 – 説明書を読まずにこの製品を使用しないこと。 8.6.2 注：CPSC は「決して柔らかな寝具やパッドを置かないように」と警告することを求めている。 E 10.4.2 警告 使用方法の説明には、次の警告が含まれます。 警告：使用説明書を必ず読んでから、本製品を使用しないこと。 警告：子供が座ったり、ひざまづいたり、立ち上がったたりできるようになったら、すぐに本製品の使用を中止すること。 警告：本製品に他の物を入れると、窒息するおそれがある。 警告：紐、ブラインド/カーテンのコードなど、窒息や絞殺の危険がある他の製品の近くに本製品を置かないこと 警告：本製品に複数のマットレスを使用しないこと。 警告のリストの先頭に「警告」という単語を記載できません。
--	--	--

	・枕、掛布団、余分な詰め物、サイズの合わないマットレス、余分な詰め物と製品の側面との隙間は、窒息のリスクがあります。 ・柔らかい寝具や詰め物を追加しないこと ・SIDS や窒息のリスクを減らすため常に乳児を仰向けに寝かせてください。 ・転倒を防ぐため、乳児が手や膝で立ち上がろうとしているとき、または [メーカー推奨の最大体重] に達したとき（いずれか早い方）は、この製品を使用しないでください。 ・工具を使わずにベッドを台座から外せる場合、ベッドが台座にしっかりロックされていることを常に確認してください。 ・マットレスと一緒にシーツを使用する場合は、メーカーが提供したもの、又は、マットレスに合わせて特別に設計されたもののみを使用してください。 （コンパクトな製品の場合）	a)1) マットレスに高さ 3 mm 以上の文字で次の警告を表示する必要があります： 「警告 - これはマットレスです。2 つ目のマットレスを追加しないこと。窒息の危険がある」 b) 3) 使用するマットレスの最大厚さ。これは、テキスト、クリブの正しい高さの明確なマーク（線など）、またはその他の手段で表示できる。 c) 警告 - 子供が補助なしで座ったり、自分で起き上がりたり、手や膝で立ち上がりたりできるようになったら、すぐにクリブの使用を中止すること。 8.6.3
--	--	---

	・製品は柔らかい面で転がり子どもが窒息する可能性があります ・ベッド、ソファ他柔らかい表面の上に置かないこと ・必ず床の上で使用してください。想定されていない高所で使わないでください。 ・乳児を運ぶために使わないでください。 (段ボール製の製品の場合) ・二人目の子供に再利用しないでください。	8.6.2.4, 8.6.2.6 8.6.4-6 に警告例示あり
取扱説明書	(欧米の表現内容・方法他に違いがあるため、これらの基準及び関連製品に関する S G 基準の取扱説明書要件を考慮して、改めて整理する) ① 製品には説明書が付属し、読みやすく理解しやすいもので、少なくとも日本語で書かれていなければなりません。これらの説明書には、必要に応じて、組み立て、メンテナンス、クリーニング、使用に関する情報が含まれます。 ② (交換バッテリーを使用する製品は) ・△！注意 皮膚や目を焼く可能性のあるバッテリーの液漏れを防ぐため: ・製品を長期間保管する場合は、バッテリーを取り外してください ・使用済みの電池は直ちに廃棄してください (2つ以上の電池を使う場合)	A 9.1 <i>E 10.2 d) 使用説明書の参照先 (Web アドレス、QR コード、その他の適切なアプリケーションなど)。</i> A 9.2

・常に電池セット全体を一度に交換してください。 ・古い電池と新しい電池、または異なるブランドや種類の電池を混ぜないでください。 ③ 説明書には警告⑥のすべてを含めること。 ④ 以下の警告も記載すること。 ・紐は首を絞める原因になります。フードの紐やおしゃぶりの紐など、紐の付いたものを子供の首にかけないこと。紐を製品の上に垂らしたり、おもちゃに紐を付けたりしないこと。 ・（メーカーが挿入するタイプの製品）の一部が破損、破れ、または紛失している場合は使用しないこと。 ・段ボールで作られた製品は、次の事項に対応する必要がある： — 平らで乾燥した床の上でのみ使用すること — （メーカーが挿入するタイプの製品）をスペースヒーター、直火、またはその他の強い熱源の近くに置かないこと。 ⑤ 取説の注意と警告は ANSI Z535.4 の該当要件を満たすこと。 ⑥ 9.6 このセクションで要求されているものに加えて提供される指示は、要求されている情報の意味と矛盾したり	A 9.3 A 9.4 A 9.5(ANSI Z535.4 のセクション 6.4 と 7.2 ～ 7.6.3 を適用する必要がないことを除き、8.5.4、8.5.5、および 8.5.6 に規定された要件で警告標識のデザイン、レイアウト、色、文字の大きさ等を示している) A 9.6（ANSI Z535.6「製品マニュアル、使用説明書、および関連資料における製品安全情報」に従うこと。
---	---

	混乱させたり、消費者に誤解を与えてはならない。 すべてのクリブに関する情報 (EN)	9.7-8 (表示例) E 10.4.3 使用説明書には、該当する場合、以下の文言を含めること。 a) 本製品は水平な床に置く必要があるという文言。 b) 幼児がクリブの近くで監視なしで遊ばないようにする旨の記述。 c) 幼児を放置するときはクリブを固定位置にロックする旨の記述。 d) 組み立てに必要なすべての部品と工具のリストおよび/または図解を含む組み立て図。 e) すべての組み立て金具は常に適切に締め付け、ネジが緩んでいないよう注意する旨の記述。子供が体の一部や衣服を挟んで窒息する危険があるため (紐、ネックレス、おしゃぶりのリボンなど)、 f) 製品と一緒に販売されていない場合のマットレスのサイズに関する推奨事項。 g) マットレスの最大厚さ、およびマットレスの最大厚さ表示に関する情報 h) クリブの近くでタバコ、直火、電気バーの火、ガスの火など、その他の強い熱源を燃やす危険性に注意する旨の記述。 i) 清掃および/または洗濯の手順。 j) メーカーの指示に従ってベースをリクライニングできる
--	--	--

	吊り下げ式クリブに関する情報 (EN)	場合の最大許容傾斜角度に関する情報。 k) 「部品が欠けている、損傷している、または壊れている場合はクリブを使用しないこと。必要に応じて交換部品および説明書については（メーカー名を記入）に問い合わせること。部品を代用しないこと」という記述。 l) マットレスがマットレスベースを通じて製品の不可欠な部分となっているクリブの使用説明書には、次の警告が記載すること。 「警告 - このクリブに付属のマットレスのみを使用すること。このマットレスの上に2つ目のマットレスを追加しないこと。窒息の危険があります」 ピクトグラムを追加できるが、警告は代替できない。 E 10.4.4 10.4.2 および 10.4.3 に加えて、吊り下げ式クリブの使用説明書には、次のメッセージも記載する： a) 揺れの振幅が大きすぎると、子供が怪我をする可能性がある（例：子供がクリブのフレームにぶつかったり、クリブが他の家具にぶつかったりする）。 b) 吊り下げ式クリブは他の子供に危険を及ぼす可能性がある。 c) 他の子供が追加の危険を及ぼす可能性がある（例：クリブを過度に揺らす）。 d) 表面が不均一な場合、製品が不安定になることがある e) 吊り下げ式クリブは、揺れによる衝撃の危険がないよう
--	----------------------------	---

	ベッドサイドスリーパーに関する情報 (EN)	に配置すべき (例: 子供がクリブのフレームにぶつかったり、クリブが他の家具にぶつかったりする危険がないように)。 10.4.2 および 10.4.3 に加えて、ベッドサイド スリーパーの使用説明書には、次の情報も記載する必要がある: a) ベッドサイド スリーパー モードに必要なすべての部品のリストと、「部品が不足、破損、または壊れている場合は、ベッドサイド スリーパーを使用しないこと。必要に応じて、交換部品と説明書については (製造元の名前を挿入) に問い合わせること。部品を交換しないこと」という文言。 b) ベッドサイド スリーパーが適している大人用ベッドの床からの高さ。 c) 製造元は、ベッドサイド スリーパーが適している大人用ベッドの種類に関する情報を提供する必要があります。 注: この情報は、測定値、図表などで提供できます。 d) クリブの正しい組み立て方法と、1つの使用モードから別の使用モードへの正しい変換 (該当する場合) に関する説明。 e) 図表を含む、アタッチメント システムの正しい組み立てと使用に関する説明。 f) 取り付けシステムに関する説明が提供され、ユーザーは他の取り付けシステムを使用してはならないという説明。 g) ベッドサイド スリーパーは傾斜した状態で使用しては
--	-------------------------------	---

		ならないという説明。 h) 閉じ込めによる窒息の危険を防ぐために、ベッドサイド スリーパーは取り付けシステムを使用して大人用ベッドに適切に固定すること。 i) ベッドサイド スリーパーの下側と大人用ベッドのマットレスの間に隙間があってはならない。 j) 使用する前に、ベッドサイド スリーパーを大人用ベッドから離れる方向に引っ張って、取り付けシステムの締め付けを確認すること。 k) ベッドサイド スリーパーと大人用ベッドの間に隙間がある場合は、製品を使用しないこと。 l) 隙間に枕、毛布、その他のアイテムを詰めないこと。 警告文全体は、最小 2.5 mm の大文字で、「危険!」という単語の後に続きます。ベッドサイド スリーパーは、大人のベッドに取り付けられていないときは、すべての側面が所定の位置にあるか、最も高い位置にある必要がある。 例: 「危険! - 大人のベッドに取り付けられていないときは、常にドロップサイドを完全に上げること。」 10.4.2 および 10.4.3 に加えて、ベッドサイド スリーパーの使用説明書には、次の警告を含める必要がある: 警告 - 大人のベッドの隣にある側の上部レールに子供の首が引っかかる危険を回避するため、上部レールは大人のベッドのマットレスより高くしないこと。 警告 - 子供が首を絞められる危険を回避するため、大人の
--	--	---

		ベッドへの取り付けシステムは、常にクリブから離して、クリブの外に置くこと。
--	--	--

(終わり)